

今年10月から、学校のまわりの道路では、たばこを吸うことが禁止されます。このきまりを決めたのはどこでしょうか？

- ① 国
- ② 東京都
- ③ 多摩市



議長室資料

健康増進法の一部を改正する法律 要旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

(厚生労働省webサイトより)

東京都 受動喫煙防止条例

条例の目的 ー 屋内での受動喫煙による健康影響を防止します。

【対象となる施設】

■ 敷地内禁煙 | 屋外に喫煙場所設置可

学校・医療機関・児童福祉施設・行政機関・バス・タクシー・航空機 等

※ただし、幼稚園、保育所、小・中・高校は屋外にも喫煙場所の設置を不可とします。

■ 屋内禁煙 | 禁煙または喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置

多数の者が利用する施設等

老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道、従業員のいる飲食店

※従業員のいない飲食店は、事業者が屋内禁煙か喫煙を選択します。

(東京都webサイトより)

多摩市 受動喫煙防止条例

条例の概要 ーこの条例は、多摩市、市民、保護者、事業者及び施設等管理者の責務を明らかにするとともに、市民が受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的とします。特に子ども、妊婦、病気の方で配慮が必要な人を守るため、公園、教育施設、児童福祉施設及び市の管理する施設について、屋外の喫煙を禁止します。また、多摩市受動喫煙防止条例で指定する「受動喫煙防止重点区域」における路上喫煙を禁止します。

【対象となる施設】

- ① 公園の敷地内
- ② 学校や保育園等の敷地に隣接する路上
- ③ 市が管理する施設とその施設に隣接する路上

まわりの人と
話してみよう

(多摩市webサイトより)